
6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

大戸川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成28年2月8日までに検討の場を1回、幹事会を3回開催している。

検討の場の規約については、P6-6～P6-10に示す。また、これまでの検討の場の開催状況は、P1-4の表1.2-2 検討の場の実施経緯を参照。

6.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

(1) 第1回幹事会

平成23年1月20日に開催した第1回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔滋賀県〕 土木交通部長代理

学識経験者、流域住民の意見を取り上げていく仕組みについても留意いただきたい。

整備計画ができ上がる中でかなりのプロセスを経てまとまった大戸川ダムについて、改めて今検証をする必要性がはっきりしない。

いろんな方策ですとか7つの評価軸というところも示していただきましたけれども、効果的な観点での検証も必要。

〔京都府〕 建設交通部長代理

府や関係市町村が、きちっと意見を述べるためには資料を事前にいただき、地域としてもきちっと議論をしていきたい。

〔大阪府〕 都市整備部長代理

大戸川ダムにつきましては、本体工事が凍結されている中で、現時点での社会状況の変化に基づいて現時点で検証するというこの意味合いがはっきりわかりにくい。本体の時期が定まったときに、その時点での社会情勢を踏まえて、その時点で検証するのが一番合理的という考えもある。

〔大津市〕 建設部長

いろんな方策をこれからご提案されていくと思いますが、田んぼなどの個人の財産のところをカウントするというのが、実現性ということで、土地の所有者等の協力とかチェックしていただきたい。

〔大津市〕 技術総括監

流域自治体、学識経験者、流域住民の意見聴取をした結果、ダムの検証がどうな

っていくのか、検討の場に意見聴取した結果が出てくるのか。また、地元の首長の意見が届くようなシステムも考えていただきたい。

〔甲賀市〕建設部長

大戸川ダムを当初に計画された時点においては、いろいろとデータも収集されて検討された結果、ダムという一定の方向性が出たという認識をしている。

〔宇治市〕理事

特に意見なし

〔池田市〕都市建設部長

特に意見なし

(2) 第2回幹事会

平成27年10月30日に開催した第2回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔滋賀県〕土木交通部長代理

瀬田川洗堰の全閉についてはあくまでダム検証とは別の議論ということで私どものほうは理解させていただいております。

〔京都府〕建設交通部長代理

河川整備計画ではダムの本体工事につきましては、中上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討するというふうになっております。

「将来、ダム本体工事に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更する。」というふうになってございます。これについては、今回の大戸川ダムの検証という作業の中ではこういう扱いについては変更がないと。将来、仮にダムの建設をやるとした場合は、河川整備計画の変更が必要であるということに変わりはないということで理解している。

京都府内における大戸川ダムの治水の効果につきましては、何かの機会に改めて説明いただきたい。

宇治川沿川の治水に対しましては瀬田川洗堰の全閉操作を維持することですとか、あるいは今、鋭意工事を進めていただいておりますけれども天ヶ瀬ダムの再開発あるいは宇治川の塔の島地区の改修、こういったものが非常に重要であると我々は認識しており、今後ともこういった対策をしっかりと講じていただくようお願いしたい。

〔大阪府〕都市整備部長代理

検証を急いでいただいているということについて非常に感謝を申し上げますと

もに、今後も引き続き早急に検証を進めていただきたい。

比較検討の前提が既に河川整備計画で位置づけられている天ヶ瀬ダムの再開発であるとか、調節池であるとか河道改修とか、こういったことをやって前提ということですけど、手順の問題とかバランスの問題等もございますし、それぞれの実現性とかスピード感、どれだけ早急に治水効果を発揮できるかというところを視点に、経済性とあわせて評価することが非常に大事なことだと思います。

〔大津市〕 建設部長

雨水貯留施設とか雨水浸透施設について、特に貯留施設としての機能を果たすような、現実的にできるのかなということを感じました。滋賀県ではダム事業との整合を図る中で、大戸川の河道の掘削ないし引堤等も既に実施されており、改めてこういった河道の掘削をすると今日まで進んできた中における事業の整合ということから考えると、地元の理解を含めて河道の掘削全区間ということについてはどうかなというふうに感じる。

〔甲賀市〕 建設部長

台風18号では信楽におきましてかなりの被害が発生いたしました。そういった中で、地域住民は早期に事業の方針を決定して進めていくという部分を要望されている。

〔宇治市〕 理事

瀬田川洗堰の現在の放流操作規則、これについては手をつけない形で引き続き運用していただきたい。

概略評価の抽出では、実際この工事を全てやり尽くす場合、どのぐらいの期間がかかるかという選択肢的なものもないと、お金だけでは評価できない。

〔守口市〕 下水道部長代理

特に意見なし

(3) 第 1 回検討の場及び第 3 回幹事会

平成 28 年 2 月 8 日に開催した第 1 回検討の場及び第 3 回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔滋賀県〕

〔京都府〕

〔大阪府〕

〔大津市〕

〔甲賀市〕

〔宇治市〕

〔守口市〕

大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、第5条に規定する検討主体による大戸川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、地域の意向を十分に反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について意見を述べることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙-1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の構成員は、必要があると認められるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙-2で構成される。
- 3 必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。
- 4 検討主体は、幹事会を招集し、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 5 幹事会の構成員は、幹事会において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 6 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(検討主体)

第5条 検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局をいう。

検討主体は、実施要領細目に基づき、大戸川ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（原案）を作成する。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙－3「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成23年 1月17日から施行する。

平成27年10月30日一部改正。

別紙－ 1

「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

滋賀県知事

京都府知事

大阪府知事

大津市長

甲賀市長

宇治市長

守口市長

国土交通省近畿地方整備局長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

滋賀県土木交通部長

京都府建設交通部長

大阪府都市整備部長

大津市建設部長

甲賀市建設部長

宇治市理事

守口市下水道部長

国土交通省近畿地方整備局河川部長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会 公開方針

検討の場および幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

(1) 傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(2) 会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載することにより行う。

(3) 会議資料等の公開

- ・会議資料については、公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は、近畿地方整備局において供覧・貸出を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- ・議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討の場および幹事会開催後、構成員全員が確認を行い確認完了後に公表を行う。

(4) 記者会見

- ・検討の場および幹事会終了後の記者会見は行わない。

(5) その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・カメラ取り等は冒頭部分のみ可能とする。

6.2 パブリックコメント

大戸川ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) これまでに提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 意見募集期間

平成27年11月5日（木）～平成27年12月4日（金）（30日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者：16名（個人15名、団体等1団体）

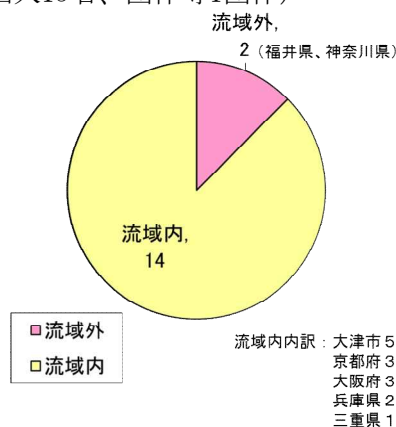


図 6.2-1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) これまでに提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・ 具体的な対策案として、2件のご提案があった。
- 2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・ 治水対策案の評価等についてご意見があった。
 - ・ 具体的な対策案として、1件のご提案があった。

表 6.2-1 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1) これまでに提示した治水対策案以外の具体的対策案の提案		
1	<p>【ダム建設を含む治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大戸川ダムしか考えられない。 平成25年の台風18号では、大戸川流域では大きな被害を蒙り、復旧の出来ない地域が数多くある。昔流の選別を強いられた水没予定地住民の苦勞、建設、凍結と融解されてきた流域住民にとって、平成25年の災害がダム建設、治水対策を怠った行政の責任であった。大戸川ダム工事事務所のダム建設がされている、浸水面積は約9割治水戸数は7割減少したという試算がなされている。ダム建設しかないと考えられている。 巨標池の小規模な復活を今後100年の基本方針の枠組みの中に構想できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大戸川ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」が通知された。これに基づき予断を持たずに検討を行っています。 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できる限り速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 ご提案頂きました「巨標池の小規模な復活」については、河川整備基本方針レベルの洪水に対する河道への流出抑制対策として、今後の検討の参考にさせていただきます。
2	<p>【ダム建設を含まない治水対策案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの代替案として、淀川については、活用可能な利水容量の活用で流量カットを図り、目標流量に対して不足し計画高水位を超える区間については、感潮区間の堤防並のコンクリート堤防で堤防強化することで対応する。大戸川については、河道の掘削に対応する。代替案は事業費合計267～357億円で、ダムの残事業費478億円に比べ優位にある。上記流量カット不足区間のコンクリート堤防での対応を、近畿地整は固定観念を捨てて真摯に検討されたい。 現瀬田川洗堰を大戸川瀬田川合流点より下流に移設改築する。新堰建設により、大戸川ダムは不要、天ヶ瀬ダムの予備放水も不要、天ヶ瀬川流域の流量調節はサーチャージ容量1,000万m³により行う。 大戸川流域は、内水でも容易に浸水する地域であり、大戸川ダム単独では浸水を解消できない。内水にも対応できるように配慮するとし、危険地の住居については地盤の地上げや移転で対応すべきである。 堤防を破壊させないことが最重要である。まずその危険を解消することが河川管理者の務めでないか。堤防先端までの補強を実施するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大戸川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 ご提案頂きました、活用可能な利水容量の活用で流量カットを図り、目標流量に対して不足し計画高水位を超える区間については、感潮区間の堤防並のコンクリート堤防で堤防強化する案については、コンクリート堤防で堤防強化することは技術的に手法が確立されており適用することは困難であることから、不足分を堤防で対応するためには、堤防のかさ上げが必要となります。大戸川につきましては河道の掘削を組み合わせる案として、「利水容量をいじり上げ+河道の掘削+堤防のかさ上げ案」として新たに立案します。 ご提案頂きました、現瀬田川洗堰を大戸川瀬田川合流点より下流に移設改築する案については、提案内容を踏まえて「瀬田川新堰案」として新たに立案します。 ご提案頂きました、大戸川流域は内水にも対応できるように、住居地の住居については地盤のかさ上げや移転で対応する案については、大戸川では既に連続堤防が整備されていることを踏まえ、宅地のかさ上げが大戸川ダムの効果を代替することはできません。なお、流域の内水対策についてはダムとは別に別途対応すべき課題であるとご意見を伺いました。 また、堤防を破壊させないことが最重要であり、堤防先端までの補強を実施すべきであるのご意見については、河川管理者としても堤防補強は重要であると認識しており、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策について検討してまいります。
2) 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
3	<p>【大戸川ダム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画で目標としている洪水をHWL以下で流下させるだけでなく、宇治川の治水対策として直接効果あるものは、大戸川ダムの建設のみである。 近年の気象変化は、過去の統計にない激しいものになって来ており、国管理区間も含め各地で河川堤防の破壊や越水などによる洪水被害が発生している。天ヶ瀬ダムのみの治水対策でも十分である状況ではない。大戸川ダム建設の促進と再開免事業により機能増強される天ヶ瀬ダムの2施設を利用した統合操作運用ルールによる治水対策を提案する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大戸川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できる限り速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 ご意見がありました、大戸川ダム建設と天ヶ瀬ダム再開免事業による治水対策につきましては、淀川水系河川整備計画に位置づけられている対策であり、ダムを含む案として立案してまいります。なお、ダムの運用にあたっては整備の段階に応じた適切な運用方法について引き続き検討してまいります。
4	<p>【河道の掘削 全区間(2区間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な河道掘削は、一時的な効果は見られるが、大戸川は過去から堆積が課題となっており、維持管理予算も含めて継続的な掘削が可能か非常に疑問である。 掘削案では、砂三合、水七合といわれる大戸川で、出水後に、たえず埋砂している状況で、掘削の効果は疑問である。また、稲作の用水や、鮎、鰻などの漁業、など環境への影響も大きい。 大戸川流域の代替案について、河川管理者は基本的に河道の掘削に対応しようとしている。大戸川の流下能力を上げることで治水安全度を高めるようしている。しかし一方で下流に及ぼす(大戸川ダムは天ヶ瀬ダムの流入量を軽減する効果があるとして、下流の治水に必要だとしている。天ヶ瀬ダムの流入量軽減はダムで貯水することで生れる効果であり、代替案ではこの効果はない。それを下流の河道掘削で代替できるのであれば、費用を無視すれば「天ヶ瀬ダムの流入量軽減」は、さほど決定的な必要性がないことを河川管理者自ら認めたことになる。河川管理者は、矛盾した代替案の提案をしている。 河川管理者は、淀川本川における大戸川ダムの代替案をおもに河道掘削にしている。代替案の費用がべらぼうに高いのは、河道掘削にあわせて、橋梁の架け替えや補強が含まれるためである。そこに費用をできるだけ安く抑えようとする姿勢がまったくない。むしろ、できるだけ代替案の費用を高く見積もろうとする国民を裏切る態度が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大戸川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 ご提案頂きました、大規模な河道掘削は、継続的な掘削が可能か非常に疑問や稲作の用水や、鮎、鰻などの漁業、など環境への影響も大きいについては、代替案の評価として、4)の持続性において「将来にわたって持続可能か」と、7)の環境への影響において「水環境に対してどのような影響があるか」、「生物の多様性の確保が図れるか」、7)の環境への影響において「水環境に対してどのような影響があるか」などについて評価を行ってまいります。 なお、治水対策案の事業費は、現在保有している技術情報の範囲内で、今後の事業の方向性に関する判断とは一切関係なく、さらなるコスト削減や工期短縮などの期待要素は含まず算出し、概略評価の際に示した事業費は、河川整備計画に盛り込まれている河道改修等に要する費用と大戸川ダムに替わる対策に要する費用の合計額となっております。
5	<p>【堤防のかさ上げ 全区間(2区間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大戸川流域の治水対策について、かさ上げ案が提示されているが、具体的な方策を示していただきたい。下流域のみに、上流域の大戸川流域がもつ犠牲性になるのは御免。 根本的な対策(大戸川ダム)の早期建設を望む。 昨今の各地における豪雨災害では直轄河川の堤防すら決壊しており、堤防の強度は保証されるものではない。したがってより危険度の増す堤防のかさ上げは実現性にも乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大戸川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できる限り速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
6	<p>【放水路(大戸川) + 河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水路案は花園岩質の田上川の地形や、現在工事が進められている新名神高速道路もあり、環境に与える影響は大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大戸川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)、2)コスト(略)、3)実現性(略)、4)持続性(略)、5)柔軟性(略)、6)地域社会への影響(略)、7)環境への影響(略)」と規定されています。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。 ご意見がありました、放水路案は環境に与える影響が大きいについては、7)の環境への影響において、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」などについて評価を行ってまいります。
7	<p>【遊水地(新規遊水地(大戸川沿川)) + 河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大戸川流域の合意が得られるならば、環境も考慮して治水対策案Ⅱ-2(新規遊水地)が次善ではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の大戸川ダムの検証は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領編目」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。 第2回幹事会で提示したダムを含まない複数の治水対策案(10案)について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、グループ内においてコスト的に最も有利な案を抽出していますが、ご意見を踏まえ、治水対策案Ⅱ-2(遊水地(新規遊水地(大戸川沿川))+河道掘削)について、新たに概略評価による治水対策案の抽出に追加します。
8	<p>【利水容量買い上げ(日吉、高山、青連寺、比叡) + 河道の掘削】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高山、青連寺、比叡川、日吉ダムにおける治水用可能な利水容量合計は1,890万m³もあり、大戸川ダムの洪水調節容量2,190万m³にほぼ匹敵しますから、淀川に対する治水効果はかなりのものがある筈です。この場合の淀川本川の「水位横断面図」を示し、水位が計画高水位を超える「超過区間」がどこなのか、その超過高さは何センチなのかを明示して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存ダムの利水容量買い上げのみで淀川本川の河道掘削を行わなかった場合、淀川本川の水位が8.8K～14.2Kの間で延長2.0kmにわたって計画高水位を超過し、その超過高さは最大約10cmです。

表 6.2-2 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2)	複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見	
9	<p>【雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全(機能の向上)＋河道の掘削＋利水容量量上げ(日吉、高山、青蓮寺、比奈知)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大戸川は濁水であるため、水田で貯留すると、微粉末による農業機械の修理を要したり、脱穀にも手を焼かため、水田等の保全(機能向上)については、これに要する手間や費用等を念頭に検討されたい。 雨水貯留施設は大戸川流域で設置する理由が認められない。 	<p>今回の大戸川ダムは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</p> <p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」において、「立案した治水対策案、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)、2)コスト(略)、3)実現性(略)、4)持続性(略)、5)柔軟性(略)、6)地域社会への影響(略)、7)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。</p> <p>ご意見のありました、水田等の保全(機能の向上)によって要する手間や費用等につきましては、定量的に見込むことが困難であると考えています。</p>
10	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「再評価実施要領目録」に則り妥当ではあるが、関係者の同意がとれず実現性に疑問のある治水対策案もあり、検討に時間を費やすより、顕発している淀川チャネル型洪水も考慮した整備計画の変更が必要。 特に25年発生の台風18号では宇治川でHWLを長時間超過しているにも関わらず、検討対象にはされていないため、H25年台風18号を踏まえた整備計画に変更することが妥当と考える。 堤防側に樹林帯は、大戸川の越水時には濁水を止める効果があるため、その点も考慮した検討を実施されたい。 いずれの対策案でも、洗濯放流量(琵琶湖水位1.4mで)1500m³/sが長期間続くことは避けられず、宇治川計画高水量は(1500+α)に増量せざるを得なくなる。 大戸川流域の治水は、住居の移転または地上上げ、旧来の農地の治水機能を活用しつつ、内水にも対応する被害の低減を河道改修により行い、下流淀川については、堤防補強で対応すべきと考える。 	<p>今回の大戸川ダムは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</p> <p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」において、「立案した治水対策案、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)、2)コスト(略)、3)実現性(略)、4)持続性(略)、5)柔軟性(略)、6)地域社会への影響(略)、7)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。</p> <p>ご意見のありました、顕発している淀川チャネル型洪水も考慮した整備計画の変更については、今回のダム検証とは別に検討してまいります。</p> <p>ご意見のありました、樹林帯等については、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するよう、継続してその推進を図ることとしています。</p> <p>ご意見のありました、いずれの対策案でも、洗濯放流量が長期間続くことは避けられず、宇治川計画高水量は増量せざるを得ないについては、大戸川ダム案以外の案については、天ヶ瀬ダムへの流入量が増えることになりませんが、河川整備計画目標の戦後最大洪水においては天ヶ瀬ダムの洪水調節容量が不足することなく(大戸川川川で貯留効果のない代替案は天ヶ瀬ダム2カットは実施しない)、天ヶ瀬ダム下流の流量(山科川合流上流まで)が1,500m³/sより増えないことを確認しています。</p> <p>ご意見のありました、大戸川流域の治水は、住居の移転または地上上げし、下流淀川については堤防補強で対応については、大戸川では既に連続堤防が整備されていることを踏まえると、宅地のかさ上げが大戸川ダムの効果を代替することはできません。なお、流域の内水対策についてはダムとは別に対応すべき課題であると考えています。また、堤防補強は河川管理者としても重要であると認識しており、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策について検討してまいります。</p>
【その他の意見】		
11	<p>【河川整備計画に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 台風18号では、天ヶ瀬ダムが整備されていても向島観測所においてHWLを5時間ほど超過しており整備計画の早急な見直しが必要。宇治川の治水対策は天ヶ瀬ダム・大戸川ダムに限られた対策になる。 	<p>今回の大戸川ダムは、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</p> <p>ご意見のありました、整備計画の早急な見直しについては、今回のダム検証とは別に検討してまいります。</p>
12	<p>【検討の進め方に関する意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国交省では、「新たなメニュー」に対応した防災・減災のあり方の検討をすすめておられ「命を守り、環境的な被害を回避」するための体制づくりもすすめておられます。「ダム検証」に類しない評価に方向転換すべきと思います。 この度の治水対策案にも、大戸川掘削、放水路、雨水貯留施設等案と案とはいえ地域住民の頭ごなしに対策案が提出されていることに、懸念がある。 ダム建設に對しての合意形成の判断には、委員会形式、住民説明会、パブコメ方式の意見聴取はほとんど意味がない。寡黙な大多数の納税者の意見分布を客観的に調査する必要がある。 	<p>今回の大戸川ダムは、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるときに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」が通知され、これに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</p> <p>なお、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」において検証に係る検討にあたっては、「科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じる」と規定されています。これに基づき、大戸川ダムの検証にあたっては、主要な現場でパブリックコメントを実施し広く意見を募集するとともに、今後、意見を聴く場の開催や意見募集を行うなど、意見把握に努めています。</p>
13	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大戸川ダムの話が持ち上がり、下流で苦しめられている状況を思い苦渋の決断で水没地区の大島居町住民が集団移転した。最近の議論は淀川川や宇治川の話ばかりで大戸川川といえども土地利用対策だけで非常に無責任で残念な思いである。経過・実情など正当な判断をお願いします。 平成25年台風18号は「戦後最大降雨」と思っても良いものでは無いでしょうか。 大津市の資料によれば、この時の田上(小学校区)と上田(小学校区)の住宅被害は床上浸水16件、床下浸水16件という軽微なものでしたし、農地の浸水もその大きな部分は内水被害の側面が強く、大戸川ダムの有無とは余り関係が無いと考えられます。 従って費用面から見れば、ダムを造るより台風18号の際の個々の被害に個別対応した方が遙かに安上がりと思われれます。 大戸川の治水については、大戸川ダムは、もっとも無駄な対策だと考える。 大戸川ダムは「実施せず」にすべきである。大戸川ダムは、目的が何度も変更され、方針も二転三転したダムは珍しい。このことは「大戸川ダムをつくる必要がない」とを意味するに他ならない。「淀川水系ダムについての方針」では「宇治川・淀川川に対する洪水調節効果は小さく、治水単独目的の事業となることで経済的にも不利になる」とされていたが、検討の場・幹事会資料では、「効果が大きく、経済的にも有利」と評価が変わった。整備計画は「いかなる整備段階でも淀川川では計画規模の洪水を安全に流す」を前提としているが、破たんしている。大戸川ダムは、天ヶ瀬ダムの2次調節をするために必要とされているが、京都府の技術検討会によると、大戸川ダムがなくてもいいということが証明されている。大戸川ダムは、大戸川自体の流量を低減する効果はあるが、大戸川の支川の氾濫により、浸水面積はそれほど軽減されず、浸水被害を軽減するには数10戸の住家を嵩上げあるいは移転で対応するのが適切である。 以上により、大戸川ダムをつくる緊急性はなく、堤防補強などの河川改修を優先的に実施し、そのうえでダムをどうするかを考えるのが妥当である。 大戸川ダムは、水源開発促進法に基づく水資源開発基本計画からは削除されており、特定多目的ダムに基づく基本計画は廃止されています。また、河川法に基づく河川整備計画の平成21年3月31日の記者発表で、①大戸川ダムの本体工事は当面実施しない(凍結する)となら、中身では「中・上流部の河川改修の進捗と整合をとる」ながら現在事業中の洪水調節施設(川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム)を順次整備すると真逆とされる記述を行っていました。行政計画としての正統性に欠け、検証対象ダムとしての位置づけに正統性がない。 一方で、河川法に基づく河川整備計画に位置づけがあるとした場合、その後、法的位置づけが変化していますので、環境影響評価法附則第3条1項により、新規事業として環境影響評価法の対象事業になります。 	<p>今回の大戸川ダムは、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるときに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」が通知され、これに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」の基本的な考え方に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を予断を持たず立案・評価し、対応方針(案)を決定することとしております。</p> <p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領目録」において、「立案した治水対策案、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)1)安全度(略)、2)コスト(略)、3)実現性(略)、4)持続性(略)、5)柔軟性(略)、6)地域社会への影響(略)、7)環境への影響(略)」と規定されております。これに基づき、ダム案における環境の評価については、7)環境への影響で評価を行っています。</p>

6.3 意見聴取

「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で学識経験者を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえて「大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

学識経験を有する者等からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。